

# 水道工事の手引

(工事標準仕様書)

2017年12月

薩摩川内市水道局

# 目 次

- 1 一般事項・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 安全管理・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 3 工事施工・・・・・・・・・・・・ P. 5
- 4 材料・・・・・・・・・・・・ P. 9
- 5 管布設工事・・・・・・・・・・・・ P. 10
- 6 舗装工事・・・・・・・・・・・・ P. 12

# 1 一般事項

## (1) 適用範囲

ア この工事標準仕様書は、薩摩川内市水道局（以下「発注者」）が発注する工事に適用し、受注者が施工する各種工事に適用する。

イ 工事にあたり受注者は、当該工事に係る法令、条例、規則を遵守すること。

ウ この仕様書に定めのない事項は、別に特記仕様書で定める。

エ この仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書を優先する。

## (2) 現場代理人及び主任技術者

ア 受注者は、現場代理人及び工事における工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を定め、水道局に書面で通知しなければならない。

イ 現場代理人は、工事現場に常駐し、監督職員の指示に従い工事現場の取締り、その他工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

ウ 現場代理人は、工事中、常に監督職員と綿密な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行を図らなければならない。

エ 主任技術者及び現場代理人は、現場では容易に識別できる腕章記章等を必ず着用しなければならない。

## (3) 諸手続

受注者が、工事施工のために必要とする関係機関に対する諸申請手続きは、工事に支障のないよう遅滞なく処理しなければならない。

## (4) 費用の負担

受注者は、設計図書及び仕様書に明示されていない費用であっても、工事施工上、当然必要と認められるものについては、これを負担しなければならない。

## (5) 契約の変更

発注者は、必要のあるときは受注者と協議のうえ書面により、工期、工事内容、請負金額を変更することができる。

ア 施工に際し、著しく設計数量に変更を生じる場合や主要な工法を変更しようとするとき。

イ 工事中予期しがたい障害物の出現及びその他天災等により、原設計に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき。

## (6) 工事の中止

発注者は、必要があるときは、工事の施工の全部又は一部について一時中止することができる。

ア 関連工事、天災、その他の理由で監督職員が必要と認めたとき。

イ 受注者が正当な理由なく監督職員の指示に従わないとき。

ウ その他、発注者が指示したとき。

(7) 工事の検査

ア 受注者は次のいずれかに該当するとき、発注者に通知し、発注者の検査を受けなければならない。

(ア) 完成検査・・・工事が完成したとき。

(イ) 中間検査・・・請負額2千万円以上の工事及び発注者から指示のあった工事については、出来高の進捗率又は、配管布設延長が概ね50%を超えたとき。

(ウ) 部分検査・・・工事の施工中でなければ検査が不可能なとき。

(エ) 出来高検査・・・部分払いを必要とするとき。

(オ) 打ち切り検査・・・工事を打ち切ったとき。

(カ) 手直し検査・・・工事の手直しが完了したとき。

(キ) その他必要があるとき。

イ 受注者は、検査方法について異議を申し立てることはできない。

ウ 検査員は、必要に応じて破壊検査を行うことがある。

エ 検査に合格しない場合は、発注者の指示に従い工事の全部又は一部をただちに手直しを行い、再検査を受けなければならない。

オ 表示ピンは、起点及び終点並びに分岐点、ジョイント部、分水栓等に打設すること。

カ 止水弁の鉄蓋の裏に管種・口径を油性の白文字で記入すること。 (例：VPφ40)

(8) 保証期間

ア 管工事においては、完成検査終了後1年間とする。ただし、明らかに施工不良と判断できるものについては、保証期間は設けないものとする。

イ 舗装復旧においては、完成検査終了後2年間とする。ただし、道路管理者より保証期間の変更の指示を受けたときは、発注者の指示による。

## 2 安全管理

### (1) 交通及び保安上の注意

受注者は、工事施工中交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう次のことに配慮し、十分な措置を講じなければならない。

ア 交通及び保安に関係のある工事については、関係機関の指示事項及び許可条件を遵守し、十分な対策を講じること。

イ 工事のため交通を禁止又は制限する必要があるときは、関係機関の指示により必要な箇所に指示表示を設置するとともに、防止柵、注意灯等を設置し、万全を期すこと。

ウ 工事区域内に車両又は歩行者の通行があるときは、これらの交通に必要な施設を設置すること。

### (2) 事故防止

ア 受注者は、公衆の生命財産等に危害、迷惑を及ぼさないよう必要な措置を行うこと。

イ 受注者は、安全管理者及び工事施工に伴う必要な保安要員・現場整理員を配置して事故防止に努めること。

ウ 安全管理者は、労働安全衛生法、同法施行令並びに同法施行規則を遵守し、規定の腕章をつけ、保安要員・現場整理員等は容易に識別できる腕章、記章等を着用して、労働災害の防止に努めること。

エ 事故発生その他の緊急時に備え、人員召集方法及び関係連絡先との連絡方法を十分確認し、緊急連絡表を作成しておくこと。

オ 万一事故発生の場合は、迅速・適切な処置を行い、被害を最小限にとどめるよう努め、関係機関及び監督職員に速やかに連絡をすること。

カ 暴風雨・洪水・豪雨その他非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置を講じること。

キ 工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等は常に整理しておくこと。

ク 工事が完成するまでは、定期的に現場を巡回し、不陸箇所があるときは、早急に手直しを行い、事故発生を防ぐこと。

ケ バックホウから運転手が離れる場合、バケットは地面に下ろすよう安全に努めること。

### (3) 工事現場標識

ア 工事現場には、見えやすい場所に工事名・工事場所・工事期間・発注者名・受注者の住所、氏名等を記載した工事標示板他所定の標識を設置すること。

イ 破損や汚損した標識や文字等のはっきりしない標識は使用しないこと。

### (4) 安全施設

受注者は、工事現場内及びその周辺の状況に応じて、一般公衆及び作業員の安全を確保するため、万全の施設を設置しなければならない。

ア 道路が通行止めになるような場合は、起点・終点及びその区域内にある進入路等に施設を設置すること。

イ 片側通行になる場合は、「信号機」又は「交通整理員」を配置し、交通渋滞を起こさないようにすること。

ウ 道路及び交通の状況に応じて標示板を設置すること。

- エ 地中推進工事箇所は、バリケード等で囲い工事灯・標示板等を設置し、通行人や車両の転落等を防止すること。
- オ 歩道等歩行者の通行を妨げる区間を工事するときは、必ず仮歩道を設置し、仮歩道であることを明示すること。
- カ 交通量の多い場所では、必要に応じて交通整理員を配置すること。

(5) 工事に伴う仕切弁・止水弁等の操作上の注意

- ア 工事等で断水が必要な場合は、必ず水道局と事前に打合せを行うこと。
- イ 消火栓のある区域を断水する場合は、必ず消防局に水道断減水届出書を提出すること。
- ウ 断水時間は原則13時～16時、又は22時～6時の時間帯とする。  
(上記の時間帯で不可能な場合は、協議により決定する。)
- エ 断水広報が必要な場合は、必ず3日前までに水道局へ断水日時、区域を協議することとし、前日までに周知すること。当日も広報すること。また、特定施設・病院・工場等は前日までに書面及び口頭で十分な説明を行うこと。
- オ あらかじめ断水する区域の仕切弁室・止水弁室は、前日までに確認し、室内に土砂等が堆積している場合は排出を行い、操作ができるようにしておくこと。
- カ 仕切弁・止水弁等の開閉は、原則、水道局職員が行うが、やむを得ず受注者が操作を行う際は、監督職員の指示のもと、現場代理人が責任を持って行うこととし、急激に操作を行わず、ゆっくり開閉すること。
- キ 土・日曜日及び祝日に断水を伴う本管工事は、原則、行ってはならない。ただし、やむを得ない場合には、前日までに必ず監督職員に報告し、承諾を得ること。
- ク 消火栓から放水作業を行う時は、人員又はバリケードを置き、放水中であることを明確にすること。

### 3 工事施工

#### (1) 一般事項

- ア 受注者は、工事に先立ち、必要に応じて関係機関担当の現場立ち合いを求め、許可条件・指示事項を確認すること。
- イ 受注者は、工事に先立ち、地下埋設物の種類・規模・位置等をあらかじめ確認し、必要に応じて試掘を行うこと。
- ウ 工事区間内に影響を与えるおそれのある構造物等がある場合は、受注者の負担で仮防護等の措置を行うこと。
- エ 受注者は、工事に先立ち、現場付近住民に、工事施工について説明を行い、理解・協力を得られるように努めること。
- オ 工事中に関係機関・付近住民より質問等を受けた時は、適切な対応を図るとともに、速やかに監督職員に報告すること。
- カ 受注者は、工事に関する発注者との協議は緊急の場合を除き、すべて書面により行うこと。

#### (2) 工事関係書類の整備

受注者は、工事全般にわたり記録を作成し、完成後、監督職員に提出すること。

#### (3) 施工計画

- ア 受注者は、工事着工前に工事完成に必要な手順や工法、安全対策などについて施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。
- イ 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工を行うこと。

#### (4) 写真管理

受注者は、工事全般にわたって、施工計画書及び監督職員の指示により工事過程を段階的に撮影編集し、工事完成後、工事写真を電子データ又は、紙ベースで提出しなければならない。（電子納品マニュアルによる）なお、写真管理は工程毎に完成、着工前、作業工程とする。

#### (5) 工程写真撮影時の注意事項

##### ア 一般事項

- (ア) 撮影は、同一方向を原則とし、起点、終点及び40m毎に撮影すること。ただし、分岐箇所、仕切弁等の変化するものがある場合は、その都度撮影を行うこと。又、工事延長が40m以下の場合は、中間で1箇所撮影すること。
- (イ) 撮影時には周辺風景を入れて撮影すること。
- (ウ) 手振れ、ピンボケ等が生じないように確実に記録すること。
- (エ) 各部寸法は、適正な測定器具（ピンポール、水平器、巻尺等）で明確に判定できるように撮影すること。
- (オ) 管の布設位置が判定できるように、道路構造物から帯尺等で寸法が確認できるように撮影すること。
- (カ) 異形管等は全て撮影すること。
- (キ) 給水管布設状況の一連の作業写真を撮ること。箇所が多い場合は、監督職員と協議の上、抜粋して撮影を行うこと。

## イ 工程写真

### (ア) 安全施設

- ・各工事標識板、バリケード等を確認できること。
- ・1 路線1 箇所以上撮影すること。
- ・交通整理員を配置する場合は、状況を撮影すること。

### (イ) 資材

- ・現地搬入後、撮影すること。
- ・同種資材ごとに包装から取出して整然と配列し、撮影すること。
- ・管等は全体を撮影後、更にパイプに表示されている口径規格等が分かるように表示部分を撮影すること。
- ・監督職員の立会が確認できるように撮影すること。

### (ウ) 原形

- ・工事区間がわかるように撮影すること。
- ・歩行者、通行車両等が入らないように撮影すること。

### (エ) 舗装切断工

- ・切断施工済の部分を撮影すること。
- ・切断中の状況を撮影すること。
- ・既設舗装厚を撮影すること。
- ・切断後の幅を撮影すること。

### (オ) 掘削工

- ・掘削済の部分を撮影すること。
- ・掘削肩の土砂を除外すること。
- ・機械掘削は機械を撮影すること。
- ・人力掘削は掘削状況を撮影すること。
- ・検測は寸法が確認できるように定規等を入れて撮影すること。

### (カ) 配管布設工

- ・掘削部底面の不陸整正及び敷砂をビニル管やポリエチレン管の施工後に撮影すること。
- ・帯尺等は垂直に配置し、帯尺等の目盛が判定できること。なお、帯尺等で配管が隠れないように注意すること。
- ・挿入器具、トルクレンチ等は口径毎に1 箇所撮影すること。
- ・継手チェックシートは、ボールペンで記入し、完成図書には、原本をつけること。電子納品の場合は、データも原本も両方提出すること。
- ・接着剤、滑材がはみ出したあとは拭き取ること。
- ・有資格者が確認できるように撮影すること。

### (キ) 埋戻し転圧

- ・布設後人力埋戻しを行い、管周囲の胴締め状況を撮影すること。
- ・2 回以上転圧後撮影し、タンパーの運転状況を撮影すること。
- ・転圧の厚みが判定できるように撮影すること。
- ・人力埋戻し状況を撮影すること。

### (ク) 路盤工

- ・転圧機械等による転圧状況を撮影すること。



- ・上・下層路盤は別々に撮影すること。
- ・路盤厚は転圧後掘りかえして計測し撮影すること。

(ケ) 残土処理工

- ・残土捨場の着工前、整地後を撮影すること。

(コ) 産業廃棄物

- ・ステッカー及び運搬状況を撮影すること。

(サ) 乳剤散布工

- ・舗装切断側面の塗布状況を撮影すること。
- ・乳剤はむらなく散布し、散布状況を撮影すること。

(シ) 表層工

- ・転圧機械の運転状況を撮影すること。
- ・合材の到着時の温度を撮影すること。
- ・表層厚計測を撮影すること。

(ス) 完成

- ・着工前、完成を測点ごとに撮影すること。

ウ 部分写真

(ア) 弁類

- ・弁の据付状況が確認できること。
- ・ボックスの据付状況が確認できること。

(イ) 消火栓

- ・消火栓の据付状況が確認できること。
- ・ボックスの据付状況が確認できること
- ・継手類の施工状況が確認できること。

(ウ) 分岐箇所等

- ・配管詳細が確認できること。

(エ) 防食工

- ・仕切弁・消火栓・分岐箇所等で防食施工が確認できること。

(6) 出来高管理

受注者は、工事全般にわたって、施工過程を記録し工事完成後、出来形の記録として、配管布設図面（図面はA1サイズで2部提出 幅16cmで半分折りで図面袋に入れる）を提出しなければならない。

ア 提出する図面は、位置図、平面図、立面図、断面図、横断図とする。

イ 管種・総延長（VP φ100 - 75m DCIP φ100 - 20m等）、土質及び路面復旧図等を記載してあること。

ウ 提出する図面は、工事名・施工場所・受注者名・完成年月が記載してあること。

エ カッコ書きで、平面延長を記入すること。

オ 立面図は、分水、曲管、仕切弁、T字管、レジューサー（異形管）、消火栓、空気弁等の変化点間の単距離を記入すること。

カ 必要に応じて、起点、終点及び重要箇所のオフセット3点以上を記入すること。

キ 他の占用物件（暗渠、ガス、電話、電力、その他）が明確に記載してあること。

ク ベンド部分の表記は、H.B(ハイグンバルブ 水平方向)、V.B(ヴァチカルブ 垂直方向)、C.B(コンビネショ

バンド 斜め方向)を記載すること。

ケ 舗装展開図は、出来高不足が生じないように小数点第3位以下を切捨てて、小数点第2位までのm単位で計上すること。

コ 図面保存形式は、PDF 及び DXF 又は SFC とすること。

(7) 品質管理

ア アスファルト舗装の現場密度の測定は、水道工事施工管理基準（施工延長100mにつき1箇所）を適用するのか、土木施工管理基準（1工事あたり3000㎡以下の場合は、1工事あたり3個以上）を適用するのか、初回打合せで協議し、決定すること。

イ コンクリート製品は、各種試験成績表（寸法・強度・重量等）を提出すること。

ウ 監督職員の指示する構造物は、底盤・側壁・スラブ等のコンクリート供試体を採り、スランプ圧縮曲げ強度等の試験を行い、記録し完成後、提出すること。

エ 工事に使用する材料のうち、監督職員の指示する材料については、あらかじめ承認図を提出して承認を受けること。

## 4 材料

### (1) 規格品

使用材料は、日本水道協会規格（JWWA）、日本工業規格（JIS）、又はこれに準じた規格品であり、水道局が承認したものでなければならない。

### (2) 材料検査

ア 工事用材料は、使用前に材料使用承認申請書を提出し、その品質・寸法等の検査を受け、合格したものであること。

イ 材料検査は、材料検収簿により監督職員の検査を受けること。

ウ 検査合格後であっても、損傷、変質したときは、新品と取り替え、再検査を受けること。

エ 加工して使用する材料については、加工後に監督職員の検査を受けること。

オ 不合格品は、ただちに現場より搬出すること。

カ 検査を受けて、合格した材料を他の工事現場に搬出する場合は、書面にて監督職員の承諾を得ること。

### (3) 支給材料及び貸与品

ア 支給材料及び貸与品は、監督職員及び受注者の立ち合いのもとに確認した後、支給あるいは貸与するものとする。受注者は、その形状・寸法が使用上適当でないとき認められた時は、その旨監督職員に申し出るものとする。

イ 支給材料及び貸与品の運搬並びに保管は、受注者が行うものとし、その取り扱いには慎重に行うこと。

ウ 支給材料及び貸与品を滅失又は損傷した時は、賠償又は原形に復すること。

エ 工事完了後、支給材料の残材及び貸与品は、監督職員の検査を受けて速やかに指定の場所に返納すること。

### (4) 発生品

撤去品等の発生材は、監督職員と協議して適正に処理すること。

### (5) 資材の管理

資材の保管は、盗難及び荷崩れ等による事故を招くようなことのないようにすること。

## 5 管布設工事

配管に先立ち、必ず管のキズや変形の有無を確認し、管内に土砂等が入っていないことを確認してから管の配列を行わなければならない。

### (1) 布設位置

管布設の平面位置及び土被りを設計図により正確に決定し、必要に応じて地下埋設物その他障害物を試掘等により確認し、監督職員と協議の上、布設位置を決定すること。

### (2) 掘削工

ア 掘削は、交通、保安、土留、排水、覆工その他必要な施設を整えた上でなければ着手してはならない。

イ 道路上の施工区間内に表示ピン等がある場合は、これを監督職員に連絡し、その指示に従うこと。

ウ 掘削断面は、設計図の掘削標準断面図によること。

エ 掘削土は表土又は舗装部を取り除き、下層土と混合しないようにすること。

オ 掘削底面に、岩石・コンクリート等突起物が出てきた時は、管底より10cm以上取り除き、砂に置き換えること。

### (3) 残土処理工

ア 残土は自由処分とし、監督職員と受注者の協議により処理すること。

イ 処分地は、災害を防止するために必要な安全対策を講ずること。

ウ 処分地の借地、補償、仮設物等に要する費用は、受注者の負担とする。

エ 道路に面する処分地に残土処理する場合は、道路管理者に境界確認申請を行い、確認後処分すること。

オ 処分地の土地利用関係法令等の届出を確認後処分すること。

カ 工事の施工により発生する建設廃棄物（アスファルト・コンクリート殻等）は、再資源化施設に搬入すること。

### (4) 埋戻工

ア 埋戻し材は、ダンプから直接投入しないこと。

イ 埋戻しは所定の土砂を用い、管の上端40cmまで埋戻しをして、均し、ランマーで転圧を十分行う。その後20cm毎にランマー転圧を行うこと。

ウ 掘削箇所湧水がある場合は、監督職員に連絡し、その指示に従うこと。

エ 管の下端・側部及び埋設物との交差箇所の埋戻し、つき固めは入念に行い、沈下が生じないようにすること。

オ 一施工区間の工事の掘削から仮舗装（埋戻）までの工程は、原則として1日で済ませること。当日仮舗装（埋戻）ができない場合は、監督職員に連絡し、その指示を受けて交通・保安上の設備を設置すること。

カ 管頂40cmの位置に規定の表示シートを埋設すること。その他埋設深度に変更がある場合は、監督職員の指示に従うこと。

(5) 管布設工

ア 管類の取扱いは丁寧にいき絶対にはげ下したりしないこと。

なお、管布設に当たっては、十分内部を清掃し、水平器等を使用して、中心線及び高低を確認すること。また、移動しないよう胴締めを堅固に行い、管文字を上向きにして布設すること。

イ 既設埋設物と交差する場合は、原則30cm以上離すこと。また、写真撮影を行うこと。

ウ DCIP-K形や鋳物製品、離脱防止金具などの腐食が発生するおそれがある箇所は、ポリスリーブを巻くこと。

エ 離脱防止金具を設置する箇所は、ポリスリーブを巻いてからその上に表示テープを貼ること。

なお、配管表示テープは青色とし、薩摩川内市仕様とする。

オ 配管の末端がHICAPの場合は、接着してあるか確認をすること。

(6) 通水試験及び水圧試験

管路の水密性、安全性を確認するため、通水試験、水圧試験を行うこと。なお、試験に使用する水は、監督職員と協議の上、既設管から注水することもできる。

◎通水試験

ア 通水に先立ち、消火栓、給水栓等を開放して、管内の空気、異物、汚れ等が速やかに排除されるようにすること。

イ 通水時の弁の開閉はゆっくり行い、管内の空気と水の入替が完全にできるようにし、ウォーターハンマーの発生を防ぐこと。

ウ 消火栓等から放水作業を行う際には、必ず人員を配置し、事故の発生を防ぐこと。

エ 管内の空気や濁水が完全に抜けてから、放水作業を停止すること。

オ 放水作業停止後、管路の漏水の有無の確認を行うこと。

カ 管内洗浄後、監督職員は、残留塩素、臭気、味、色、濁りなどの異常がないか確認を行った後に通水すること。

◎水圧試験

ア 管路中の空気が完全に取り除かれてから実施すること。

イ 試験耐圧は、鋳鉄管・VP管は0.98Mpa、配水用ポリエチレン管は0.75Mpaとし、鋳鉄管、配水用ポリエチレン管は30%、VP管は10%を下回れば原因を追求し、再度試験を行うこと。

ウ 試験時間は、原則として24時間とする。

エ 監督職員の立会いは、開始と終了とする。(休日は除くこと)

オ 試験中の水圧は自記録計により記録すること。

## 6 舗装工事

### (1) 共通事項

- ア 路床・路盤の締め固めは、所定の支持力又は密度が得られるように振動ローラー、タンパー等で十分行うこと。なお、振動ローラー、タンパーの規格は、振動ローラーが0.5～0.6t、タンパーが60～100kgとする。
- イ 舗装復旧の出来上がり高さは、既設路面高より0～3mm以内におさめること。
- ウ 完成後、表示ピンを打込むこと。
- エ 復旧舗装面の責任期間は完成検査終了後2年間とする。
- オ 完成後、監督職員の指示を受けてコア採集をし、舗装厚がわかるように写真を撮ること。
- カ コア採取箇所は、完成検査後すみやかに復旧すること。

### (2) 路床工

- ア 締め固めに先立ち、浮石・木片・ごみ等を取り除き清掃すること。
- イ 路床は、人力で均等に敷き均し振動ローラー、タンパー等で入念に締め固めを行うこと。

### (3) 路盤工

- ア 路盤材は、均一な厚さに敷き均し、木片、ごみ等を取り除くこと。
- イ 締め固め作業は、縦断方向に行い、路肩から開始して逐次中央に向かって行うこと。
- ウ 締め固め作業は、その通過軌跡を十分に重ね合わせて、ローラーマークがないようにすること。
- エ 転圧の際には、散水を行い、碎石が十分にかみ合うようにすること。
- オ 路盤の一層仕上厚は下層路盤で20cm以下、上層路盤で15cm以下を標準とする。
- カ 下層路盤材は、再生碎石(RC-40、RC-30)を使用し、振動ローラー、タンパー等により所定の密度に達するまで入念に締め固めを行うこと。
- キ 上層路盤材は、粒調碎石(M-40、M-30)を使用し、歩道部は振動ローラー、タンパー等により所定の密度に達するまで入念に締め固めを行うこと。
- ク 下層路盤と上層路盤は、同時施工しないこと。

### (4) アスファルト舗装

- ア 瀝青材散布は、エンジンスプレーヤーにより路面全体に散布すること。
- イ 混合物は、所定の仕上り厚が得られるように敷き均し、一層ごとに転圧すること。
- ウ 転圧は、混合物を敷き均した後、直ちに行うこと。
- エ 車道舗装、歩道舗装の転圧は、振動ローラー、タンパー等により所定の密度に達するまで入念に締め固めを行うこと。
- オ 混合物は、加熱アスファルト混合物を使用し、温度の下がってしまった混合物を使用してはならない。なお、敷き均し時の混合物の温度は110℃以上でなければならない。
- カ 路肩部に構造物等がない場合は、型枠等を使用し施工すること。
- キ 一層あたりのアスファルト舗装の限度厚は、7cm以下とする。

### (5) コンクリート舗装

- ア 使用コンクリートは、基準強度18N/mm<sup>2</sup>、スランプ8cm、骨材40mmとする。
- イ コンクリートは分離しないように迅速に敷き均し、舗装面の隅、角部、目地、路面構造体などの付近は入念に行うこと。
- ウ 敷き均し後、平面及び棒状バイブレーターで一様に十分締め固めること。
- エ 目地材は、進行方向に直角で、路面に垂直になるように施工し、等深にすること。

- オ 表面仕上り後、交通開放できるまで直射日光、風、雨、乾燥等有害な影響を受けないよう養生すること。
- カ 表面仕上げ後、湿ったむしろ・帆布・その他被覆養生などで表面の乾燥を防ぐこと。また、人や車両などが入らないように防護すること。